

建設水道常任委員会

平成26年5月21日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	関口 修	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長 補 佐	猪川 恭弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、各部長から異動のあった係長以上の職員及び新規採用者職員の紹介をお願いしたいと思います。まず、藤川都市建設部長、お願いします。

都市建設

（ 職員紹介 ）

部長

委員長

続きまして、谷口上下水道部長。

上下水道

（ 職員紹介 ）

部長

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は退室していただいて結構です。

ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 2分 休憩 ）

（ 午前 9時 3分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、中川委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日は予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、1枚目でございます。平成26年度の公共下水道工事箇所図でございます。新年度に入り、入札を執行し事務手続きを進めております龍田西2丁目地内の3工区-1工事、図中赤色路線でございます。

本工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えますことから、契約の締結につきまして本定例会へ議案として上程いたします。

なお、入札等の状況といたしましては、去る5月16日に指名競争入札を執行した結果、落札となるべき価格の入札者が2社ありましたことから、後日、くじにより落札者を決定し、株式会社森本組奈良営業所を落札者とし、現在、仮契約をいたしたところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。2枚目をご覧ください。平成26年3月31日、平成25年度末の状況でございます。

平成25年度には、194件の申請をいただき、申請総数が2,909件、利用世帯総数が3,303世帯となり、接続率は65.2%でございます。次に、融資あっせん利用数につきましては、平成25年度に2件の申請を受け付け、総数は43件となっております。また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましても、2件を受け付け、申請総数が38件となっております。

今後も公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 2業者が同じ価格ということですが、それは最低価格ということではないんですか。

下水道課長 額につきましては、低入札調査価格で応札されたということでございます。

中川委員 それで、2社同じ価格で、その落札された業者に決定したというのは、どういう理由で決定するんですか。

下水道課長 すみません。先ほど低入札調査価格、公表されている低入札調査価格でございますので、調査に係るものにつきましてはそれ未満ということでご了承をお願いします。

(「それ言うのかな」と呼ぶ者あり)

下水道課長 はい、すみません。
今のご質問でございますけども、くじにつきましては、入札の要領に基づきまして、同額のあった場合はくじにより決定するという事になっておりますので、そういうふうに執行いたしております。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、2番目の都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告をさせていただきます。

初めに、いかるがパークウェイの整備についてであります。去る3月29日、稲葉車瀬区間の開通記念現地見学会には、委員皆さまのご出席をいただきまして、ありがとうございました。

翌3月30日から、小吉田モデル区間西詰から岩瀬橋までの700メートルの区間が供用開始されたところをごさいます。小吉田モデル区間を含め約1.1キロの区間が通行できることとなっております。

平成26年度は、国の当初予算におきまして、約3億円の事業予算が確保されており、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間の整備に向け、補償調査及び用地取得等に取り組まれる予定であります。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。3月議会におきまして、事業用地取得に係る経費について予算補正のご議決をいただいたところであります。国道25号取付部分において残っております1件の関係につきましては、事業用地の地権者とおおむね合意に至っており、契約締結に向け、手続きを進めております。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 先だって課長に直接お聞きしたんですが、パークウェイの歩道を照らしている歩道灯っていうのか、何て言うんやろな、歩道に立っている電灯っていうのか。それが、前に開通していた400メートルと今開通したところが全然違う状況でついていてということなんですが、それは国のほうはどういう考えで、今後もあのまましかはるのかな。

都市整備
課長 小吉田モデル区間につきましては、供用当初につきましては全てが点灯していたという状況でございました。ただ、通行者の数、周辺の農地への影響等もございまして、沿道の自治会から部分的な消灯及び深夜の時間帯での消灯といった要望がなされたところでもございまして、こうしたところ、沿道の自治会の会長を会員とするパークウェイ推進協議会、斑鳩町、そして国を含めまして協議を行いまして、現在のような運用となっているところでございます。

また、このたび供用されました稲葉車瀬区間の歩道照明につきましては、歩行者の動線等を検討された上での道路の設計において、これ、検討されたものでございまして、必要な照度を確保するものとして、今は全灯されているところでございます。

いずれの区間におきましても、利用者個々の要望に全てお応えしていくということは難しいことではございますけれども、一定の自治会等で意見が集約された中でのご意見につきましては、見直し、検討がなされてくるものと考えております。

中川委員 国道ですので、担当課がね、どうするこうするということできないと思うんですが、同じ道路で片やついているし、片や消えている。まあそれで10時に消えるということなんでね、まだ10時やったらバスもあるし、電車もあるし、歩行者の方があまりにも明るいところから急に暗くなる、ちょっと不安になるんですというようなこと聞いたんでね、やっぱりそこらももうちょっと国のほうも、同じ道路やから同じような対応してもらいたいし、10時っていうのは早いのかなと思うねんけどね。その点について、また町のほうから一遍国のほうに意見、こういう意見があるということをもた言うてもらえたらどうかな。

都市整備
課長 今のご意見につきましては、国のほうへまたお伝えをさせていただくようにいたします。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 町長も最初の挨拶の中で触れておられましたけど、先日、あのパークウェイのところで、自転車と車とが衝突する事故があったと思うんです。信号がまだ設置されていない中で、事故が起こるん違うかなという不安はね、あったんですけども、開通して早速こういう事故が起こって、まあそもそも何でこういう事故になったのかなという原因の調査とかね、あと今後の対策とかってということについては、町としてはどんなふうにご考えておられるんでしょうか。

都市整備課長 現在の交通規制でありますとか安全対策についてでございますけれども、これらにつきましては、設計の段階において警察等とも協議を重ねた結果、現在の状況での供用ということになってございます。

しかしながら、事故の発生という事実、こちらを受け止めまして、去る4月の23日でございますけども、町といたしましても、西和警察交通課のほうへ交通規制等についての協議をさせていただいております。

そうしたところ、いただいている回答といたしましては、現在のところ必要と思われる規制につきましては、現在設置しているというようなことでございますが、供用がされた現在においては、交通の状況、今後の状況を見据えながらさらに検討を加えていく、検証をしていくというようなお答えをいただいております。

町といたしましては、交差点における規制の告知、こういったところを含めまして、安全確保に向けた啓発ですね、こういったところへ取り組むと。これに合わせまして信号機等、交通安全施設の設置要望、これらを継続していきたいと思っております。

木澤委員 町のほうでも、この立看板っていうんですかね、この先一時停止がありますよというのを、あれを町のほうでね、設置してもうてると思うんです。ただまあ、今だんだんやっぱり交通量もふえてきているというふ

うに思うんですね。住民の皆さんも、新しい道路ができて、これまでのやっぱり使い方とちょっとやっぱり注意して使い方を変えていかないといけないっていう認識も広がっていかないといけないなというのはあるんですけども、ただまあやっぱり、ものすごいスピード出しやすい道路やというふうに思いますので、あそこでやっぱりきちっと交差点付近に減速していただけるような何か標示とかできないのかなというふうに思うんですね。その点は今後の状況を見ながら警察とも協議して、また、以前に先輩議員も言っていましたけど、最近道路に絵書いてスピード減速してもらえる、そういう注意警告の表示なんかもだんだんいろいろふえてきているよということで、またそういった検討もぜひしていただきたいなというふうに思います。

信号はね、できるだけ早い段階で設置されればいいんですけども、その点についても町のほうも要望していただいていると認識していますので、その辺もまた地元といろいろ、地元の声を聞きながら、要望についても国、県に上げていっていただきますようお願いしておきます。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 関連するねんけど、その町道側に一旦停止のライン引いてますわな。あそこできっちりこの前止まったら、東西、車、何も見えやへんようなところに止まってしまいまんねんけどね、あんなでたらめな位置、誰が決めまんの。

委員長 小城町長。

町 長 結局今おっしゃるように、ちょうど龍田、国道25号線から入ってきて、結局私もずっと見とるとね、民家がありまして、車と高さが一緒やから向こうの来る車が見えないという状況で、停止せよって言うたかて、停止線はあるけど、誰が決めるっていうよりも、結局まあ、もうつくってしもて、やっぱりその民家があったことがなかなか理解できなかった

という、こちら側もやっぱりそれは反省をしなければいけない。

ただやっぱり問題は、今までずっとあそこ通れましたから。今開通をしたら、結局通れるっていう感覚の人もおられるし、最初はやっぱり、当初は3件ぐらい続けざまに事故があったと。そのちょうど角に谷村さんっていう田んぼがあって、そこでようその方が、事故が起こったら必ず役場へ来られて、こんなん町長あきまへんど、こうおっしゃるよつてに、いろいろと見に行くんですけども、やっぱりあの民家とそれから車のちょうどあれで、見えません、確かに。せやからどういう形をとっていくのか。

今、木澤委員がおっしゃったように、道路、速度標示もないんです、実際言うたら。だから前も以前に、この最初のこのパイパスの関係のときにやられたんは、森川淳一議員は、そんなスピード出すんやったら速度標示したらええやないかという提案もしはったんです、してはるんです。せやからやっぱり速度表示はしていかなかったら、これはやっぱり絶対的にスピードあげたらそんでええということにはいかないと思いますし、やっぱりそういう努力も必要だと思います、ただやっぱりこういう、初めてこのかかるがパークウェイが400メートルから0.7、1.1までこれ、一部供用開始したら、やっぱりそういうこともこれからやっぱり十分反省をしながら、そういう点については十分対応していかなければいけませんし、やっぱり我々というと警察当局ともやっぱり十分協議を重ねてですね、やっていきたいと思いますので。

今、中川委員のご指摘のように、停止線が、まあ誰が決めたというのは、これは警察等と協議をしながらここへ引いたということでございますので、それを、車が見えないという状況であれば、またやっぱり考えていかんとあかんと思うので、そういう点についてはまた研究したいと思います。

中川委員　もう少しね、南、パークウェイ側へふってもらったら、停止線をふってもらったら、見える状態で止まれるんですよ。あまりにも北側にありすぎて、全然見えないところに停止線があるからね、まあそこらまた検

討してもらえたら。家もあります、町長言わはるように家もありますけど、もう少し南行けばパークウェイの通行している車が見える状態になるんでね、そこらもまた検討してもらいたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 服部道と法隆寺線の交差する交差点のところの道路の優先順位が変わりましたよね。あそこ、東から来るのに、こう法隆寺線に向けて斜めに点線でラインつくっていると思うんですけども、あれのその優先順位というのがよくわからないんです。だから、普通だったら車って直進が優先だと思うんですけども、ああいう引き方していると服部道から来るほうの車がどうも優先なように感じるんですけど、あれはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 いかるがパークウェイの稲葉車瀬区間が供用されましたことによりまして、旧の服部道の小吉田から稲葉の村の中をとおった区間の交通量が劇的に減少しております。従いまして、以前は服部道が主道路ということでございましたですけども、西から来た場合ですね、パークウェイから法隆寺線を右折いたしまして、それから服部道を左折をする、これが基本的に主交通の流れになるというのが、警察のですね、交通予測の中での位置付けでございます。従いまして、服部道につきましては、東から来ますとですね、右折、法隆寺線に右折で入っていくと、これが主交通ということですね、服部道が主道路なんか法隆寺線が主道路なんかというよりもですね、そういう流れが主道路ということであの点線が引かれたという経緯でなっております。

木澤委員 そうかなというふうには思うんですけど、普通、直進のほうが優先っていうふうに考えますから、あれだから、曲がるほうが優先なんですっ

ていうのを、もうなんとかやっぱりわかるような形にしておいたほうが事故にならないかなというふうに思いましたんで、また、警察とも。

都市建設
部長 この部分につきましてもですね、先ほど課長申しましたように、全体の交通安全対策ということで西和署ともですね、協議をさせていただいておるんですけども、確かに西和警察もですね、今、委員おっしゃっていただいている部分につきましては、なかなかね、事業者側が考えている、管理者側が考えている流れとですね、実際に運転される方の交通の流れが若干差異もあるかもわからないんで、そこらはちょっと警察といたしましてもね、ちょっと検討していきたいということで、先日答えをいただいておりますので、また十分に協議しながらですね、何らかの対策を講じてまいりたいと考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 今の部長の答弁やったらね、旧道を西から東向いて来ますやろ、直進車やね、今言う。それで東から法隆寺線へ入る右折車と、例えばそこで接触事故あったら、直進車のほうがそれなら過失割合が多なるということではよろしいねんな。

都市建設
部長 すみません。今のご質問につきましてはですね、過失割合の件につきましては、私ちょっと答弁はできないんですが、基本的に西から小吉田住宅の前を東向いて走ってきていただいた方はですね、法隆寺線の手前で一時停止の規制がかかっております。せやからあそこで停止線も引いて止まれの看板を設置し、そういう規制をしておりますので、止まっただけが必要があると。直進で止まらないで来ると交通違反と、こういうことになってございます。これを供用開始の次の日ですかね、から、警察のほうで規制をされているという状況でございます。

委員長 小野委員。

小野委員

関連でね、今の部長の話がね、過失割合の話では、法隆寺線と服部道ですかね、それについてはまあ、そういう一旦停止の標示してあるんですが、今度、法隆寺線とね、パークウェイ、南側から北進する場合には、一旦停止の表示ないんです。だから、その場合はそうしたら過失割合がどうなるのか。あそこはやっぱり一旦停止が必要ではないのか、そのように私は思うんですが、その点も含めてですね。

それからいろいろ同僚議員が言ってますけどね、その事故の起きたところ、そこにはね、早急にね、信号機をつける必要がある、そのことはもっと強力に言ってもらいたいなど。といいますのはね、パークウェイのバイパスという形でいろいろこれ、昭和47年からやってきたけどね、いろいろな経緯、皆ご存知やと思います。やはりその反対をされておられた方がね、斑鳩町を分断するんだというふうに、そういう意味もおっしゃったと思うんです。今、同僚議員がいろいろ質問して部長も答弁してくれていますけどもね、まさしくね、稲葉と小吉田のところの交通量が減るんだと。これは通過する交通量は減るんですよ。それはわかるんです。だけど、ここにお住まいの方の車のことは全然考えていないということなんです、ね。通過するのは減るからこういう流れに変えたという考え方で今進めておられるんです。ということは、そこらを分断したようになってしまうんです、供用開始後。それらのことをしっかりと説明してね、まず、事故の起きたあの場所についてはね、やはりこれはなんぼ慣れてくるまで待ってても、何回か事故は起きるんです。あそこはやっぱり信号機が必要な箇所だということを十分説明してもらって、議会でも信号機の設置ということでね、言っているということでね、ぜひとも早急にね、もう1回事故起きるまでにね、やってもらいたいなど。

パークウェイを使っている人たちは通過の車のほうが今は多いですね。だから、私らにしたならここがもともとから農協から稲葉のほうへ小吉田の間へ抜ける道だから、やはりそちらを通っている者にとっては、ブレーキも踏みます。だけど、通過されている人は、そんなことは全然ね、普通の小さな交差点という感覚ですからね、やっぱり事故もあると思い

ます。

それとまあ、同僚議員があそこの停止線がものすごく北側だというのは、私はあれはある程度の、パークウェイから町道へ入る車のことも考えてね、ある程度下げているのかなど。それで、道路交通法上はやはり停止線で一旦停止して、それから徐行して本線のほうへ入っていくというのが運転する人間のあれかなと思いますねんけどね、その停止線を越えて前で止まった場合、もし警察が張っていた場合は、やはりこれは一旦停止違反になりますから、そこで一旦停止して、それから見えにくい場所は徐行してその交差点へ入っていくと、そういうことでなかったら、家があるからどうのこうの言うたらその家の人退けてもらわんなんかとなってしまいます。そういうことも啓発していかなければいけないのかなと思いますし、それらのことをクリアするには信号機の設置しかない、そのように思いますので、ぜひとも信号機の設置を早急に進めてもらいたい。なかなか公安委員会は信号機は設置してくれないんやということはよく聞いていますのでね。だけどあえてそこらは頑張ってもらいたいな。あそこは絶対信号機必要やと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長

小城町長。

町長

今、小野委員さんも、あるいはまた木澤委員さんも皆さんおっしゃっていただくように、当然信号機の設置は、我々ご要望しています。できれば議会の総意でまたやっぱりそういうところを、運動をですね、展開をしていかなかったら、私はやっぱりなんぼ理事者側がどうだというよりも、やっぱり議会の皆さん方は住民の代表として、やっぱりできれば議会の総意としてやっぱり早急に信号をつけてほしいというご要望をですね、議長を中心としてですね、取りまとめていただいて、そしてまたやっぱり我々としてもともにですね、運動していきたいと思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 その点については、委員長初め議長、それから委員も異存はないと思いますので、またよろしく手続き追えるようにお願いします。

それと続けて、お願いします。ちょっとほかのことなんですがね、今、供用開始されて、国道というエリアは、エリアっていうんか、国道ですよ。そうしたときにね、今まで町道とね、重複している箇所がないのか。そうして、縦断的になっていうのか、平行で、その中も含めてそのエリアに入ったのがあるのか。そしてそれがあつたら、手続き上ね、何かせないかんのかなとも思うんですが、その点はどうなんですかね。今の700メートルのところではそういう箇所はないんですかね。建設課のほうも関係あると思うねけど。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 一部パークウェイと旧の町道がかぶっている部分があるということで、それは重複区間ということで、交差と同じような考えで整理をしております。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 さっき町長言わはったように、あれ、速度標示ないということやねんけど、速度標示のない道路というのは最高速度は30キロやというような。

(「ちやうちやう、60や」と呼ぶ者あり)

中川委員 60か。それなら、速度表示ないところは60キロという認識しておいたらよろしいの。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 現在供用しております国道につきまして、今、委員おっしゃっていたように60キロということでご認識いただけたらと思います。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、3、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 ③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告をさせていただきます。

本年度につきましては、駅北口から南北、町道312号、5号線の一部整備に取り組んでまいりますが、現在、当該整備事業の財源の一部に充てる国の社会資本整備総合交付金に関する手続き及びNTT電話柱の移設に関する協議等を行ってございます。これら整い次第、また着手に移ってまいりたいと考えております。

以上、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わらせておきます。

ここで、いつもでしたら各課報告事項をいただくところですが、今回は、特段報告事項としてあげるものがないということなので、よろしくお願いたします。

理事者側から、ほか、何かございませんか。 佃田建設課長。

建設課長 県道天理斑鳩線の中宮寺交差点の改良につきまして、現在の進捗状況をご報告させていただきます。用地につきましては、事業地に係ります建物が撤去され、今後、県により工事発注の手続きが進められるとのことであり、夏ごろには工事に着手される予定とのことであり、以上、報告させていただきます。

委員長 何かご質問ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 すみません、ちょっと確認だけしておきたいんですけど、あそこは県がこの整備をするということによかったんですね。

建設課長 県道天理斑鳩線の整備ということで、県が整備を行うということでございます。

委員長 ほかに、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ほかに理事者のほうから何か報告ございませんか。 井上観光産業課長。

観光産業課長 それでは、斑鳩プレミアム商品券・斑鳩プレミアム・リフォーム券の発行について、報告をさせていただきたいと思っております。

4月1日付けで、斑鳩町商工会が、市町村等プレミアム商品券発行支援事業の内示を受けて、地元商業活性化、さらには商工会の会員の増員や新規顧客の開拓を目的に斑鳩プレミアム商品券と斑鳩プレミアム・リフォーム券をあわせて発行するための準備が進められており、取扱店の募集を6月1日の広報の折込チラシで行われることとなっております。

なお、発行の総額といたしましては、2,200万円でありまして、その内プレミアム分が10%の200万円であります。

発行冊数といたしましては、プレミアム商品券が1,400冊で、1冊1,000円の券を11枚綴りで11,000円分を10,000円にて販売、プレミアム・リフォーム券が600枚で、1枚11,000円分を10,000円で販売されるというふうになっております。

販売及び利用期間を平成26年8月の2日から平成27年1月15日として予定で進められているということです。以上、お伝えしておきます。

委員長 質疑等ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 プレミアム券は去年もやっていましたよね。その実績等がどうやったとか、そういうのってわかりますかね。

観光産業課長 昨年度は一応全体の完売を、1,650枚を販売をいたしまして完売を、2日間で完売しております。それで、そのうち、要は換金率と申しますか、使われた分なんですけども、約99.9%を使われたという状況になっております。

木澤委員 最終的にこの利用できる店舗っていうんですかね、はどれぐらいになったんですか。

観光産業課長 昨年度で89店舗でございました。ところが、その中で実際には、うち利用された店舗数は59店舗になったということです。

木澤委員 もう1点。リフォーム券っていうのも新たに作られるんですかね。それはどういったものなんですか。

観光産業
課長 今回、リフォーム券を発行するというところでございますけども、昨年度はプレミアム商品券だけだったわけなんですけども、1人3冊まで購入できて33,000円の購入であったものなんですけれども、高額なリフォーム工事等にあまり使われていなかったということでございまして、一部しか充当できなかったということでございますので、幅広い分野で使用できるように、今回リフォーム券を検討されたものでございます。

このリフォーム券と申しますのは、いわゆる住宅のリフォームに係ります内装とか畳とか、あるいは壁、水周りの工事、そういったものとか、あるいは自動車、バイク修理、車検、そういったものにも使えるということで、取り扱いの用途の中で決められているということでございます。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと私のほうから。今、ちょっと課長、去年が33,000円ですか、リフォーム券。ことしも一緒なんですかね、金額は。

観光産業
課長 1冊あたりは11,000円なんですけども、1人が買える冊数が3冊までということで、最大で33,000円、お1人使えるということでご説明させていただいたところです。ことしは11,000円分を10,000円で購入できると。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 ただいま課長申しましたようにですね、1人当たりが33,000円
部長 まで、去年は買っていただけましたんで、そこまでですが、リフォーム
等はですね、やっぱり規模が大きくなりますので、1世帯当たり20万
円まで、ことしはですね。購入限度額は20万円ということで、それだ
け大きいものであれば、リフォームにもまた有効に使っていただけるや
ろうと、こういうことで、ことしはそういう、新たにそういう取り組み
がなされているということでございます。

委員長 もう1つ聞きたいんですけど、これ、なんぼ出すの。総額はなんぼ出す
んですか、このリフォーム券というのは。さっきのプレミアム商品券は
2,000万でしょ、それで2,200万の、あれが、1人何冊やった
かな、買えるっていうことやけど、このリフォーム券は何冊出すんです
か。 井上観光産業課長。

観光産業 その2,200万円の中に、このプレミアム・リフォーム券が含まれ
課長 ておりまして、600枚を出すということになっております。それで、
プレミアム商品券が1,400枚ということでございます。

委員長 わかりました。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは続きまして、2番、その他について、各委員から質疑・ご意
見等がありましたらお受けいたします。 木田委員。

木田委員 去年も一遍言わせてもうてますねんけどね、幸前の旧村から東へ出る
ところのあそこで、またことしも苗代してはりますの、この間、委員長
にも見てもろてんねやけどね、あれ、町が買収したところで、それ、苗
代しはるといようなそういう現状はですね、町はそれ、どういふふう
に見ておられるのかね。

去年もそないしてそこでやってはりますやろって言うたのに、それ、町の公有財産の管理がそれ、できてないのちゃうのかなというふうに思いますねんけど。今現状見てもらっても、そのとおり行われておりますのでね、やっぱりそんなことではいかんのではないのかなと、私はそういうふうに思うねけど、その、今もそないしてやられておる方に対してですね、使用料取るとか何かであればなんやけど、黙って使われているというような、そういう状態を放置しておるといふ自体がおかしいのちゃうかなと思いますねんけど、どういうふうにそれ、理解したらよろしいんですかな。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 申しわけございません。昨年も、委員おっしゃっていただきましたようにですね、同様のご指摘をいただきながら、その後ですね、指導をさせていただいたという経緯がございます。

今年度もですね、ご指摘いただきますように、同じことを繰り返してしまっているという状況については、私、ちょっと確認できておりませんでした。申しわけございませんが、早急にですね、対応をさせていただいてですね、善処していきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長 よろしいですか。

(「それは処理さえちゃんとしてもらったらええけどね」
と呼ぶ者あり)

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 先ほどの部長、農業委員会事務局も兼ねているということなので、井上事務局長おられるのでね、ちょっと1点確認したいねんけど、法隆寺

北地域で農家住宅の申請をされて農業委員会として認めて、その農家住宅に申請者じゃない方が住まれて、まあ親子関係やろうけど、住まれて、それで営業しておられるというの、これは農業委員会としては何か手立てを打つんですか。もうそれはそれでいいんですか。

委員長 井上農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 一応農業委員会のほうといたしましてはですね、もともと転用目的が農家住宅ということで平成24年6月に申請がありまして、その後、手続きを進めまして、平成24年の11月に奈良県知事の許可を受けているということで、この26年6月の18日にその農地転用の許可による工事の進捗状況とか完了の報告するよう通知もいたしまして、その後、26年の3月11日に完了報告の提出があったということで、一応農業委員会の手続きとしては一応ここで完了しているということになっています。

委員長 藤川都市建設部長

都市建設部長 ただいま事務局長の申しましたようにですね、手続き上は一応終わっておりますけれども、ご指摘のようにですね、現在、やはり当初の計画と違う形で利用されているということでございまして、これにつきましては、都市計画法の違反等の問題等もございまして、それから建築基準法にも触れますのでね、土木事務所のほうが連休前に、いわゆる使用停止の赤紙っていうのをですね、張っております、現在も使用を止めている、そういう指導を続けているという状況でございます。今後ですね、土木事務所と、まあこれまでも数回土木事務所と所有者の方、今お住まいになっている方ですね、どうも協議もされておるわけですが、今後その違反状態に対応してですね、どういう形で措置をしていくのか、処理をされるのかということをごですね、所有者の方と土木のほうで協議を進めていかれるということで、今土木のほうが進んでいただいている

という状況でございます。

中川委員 申請された方じゃない方が住んでいるのはどうなんですか。

藤川都市
建設部長 今、お住まいの問題もございませし、利用の用途の問題等もございませすので、その辺もあわせてですね、土木事務所は今現在、当初の計画と違うということで指導に入っているということで、今、それが認められるという話ではないというところでございます。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 さっき報告いただいた中宮寺交差点のところの北側のポケットパークなんですけども、以前にこの委員会でつくりませよという報告はいただいていたんですけど、できれば図面も見せてほしいなというふうに思っていたんです。それでまあ今もうできあがってしまっていますけども、あそこ、あるだけでも見て、安らぎを与えるという効果もあると思うんですけども、やっぱりよく活用してもらえようというのと、人の歩く動線とかいう関係でいうと、今後の活用方法等についてはどういうふうにしていこうと思っはるのでしょいかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設
部長 今おっしゃっていただきましたように、ご指摘の部分につきましてですね、バス停が東側にもございませすことから、三角形の敷地の中の国道側、それと北側の民地側にもですね、歩行者が歩いていただける通路的なものを今、確保しておりませして、そこで歩行者の方の動線は、自由にいろいろと多岐にわたって使っただけりような計画とさせていただきました。

あと、ベンチも一部置いております。真ん中にある、まあ今、舗装もしていない土のところがあるんですけど、そこにつきましてはですね、観

光客の方等も大勢今おいでになるルート上にもございますし、バス停の付近ということもございますので、今後ですね、そういう方々に有効に利用していただけるような計画につきましてはですね、今後具体的にまた検討してまいりたいということで、そういう余地を残した状態で今現在の仕上げになっているというところでご理解を願いたいと思います。

木澤委員 あっちの、ほかにもあずまやみたいなどころがあるところは屋根がついていたりしますやんか。そんなんは、その設計当初はつける予定になかったのか、それかもうもともとつけないというふうに考えたのか、今後また検討していくのか、その辺はどうなんですか。

委員長 小城町長。

町長 これはもうやっぱり斑鳩町にとってはですね、重点項目で景観の一番悪い、JR法隆寺駅から降りてきて皆さん来られたら、あそこがやっぱり一番悪いんです。旧の共栄モータースさんでもですね、それがまあ協力してやろうということで町から買って、もう景観そのもの、あるいはまたそういう背景というのは、非常に私はいいいと思っています。ただ、その空間であずまやをつくるのかそういう問題よりも、それは花を植えたらええのか、そこらをやっぱり考えていかんと、何もあずまやつくったからそれがまた皆さん方が喜んでくれるとか、そうではないと思いますし、ただやっぱり今、垣内さんの前のバス停がやっぱりあそこ、雨だれというのか、あれ、夏の暑いときに待機場ありますけども、やっぱりこっちのほうでベンチで座ってということもありますし、そういうことも踏まえてですね、私はこのままでまあ進めていったらええと思っています。

木澤委員 今町長おっしゃっていただいたように、景観の関係とか町のイメージにも大きくつながってくるものですので、そういうところも含めてやっぱり今後委員会でも協議していきたいなど。よりやっぱり斑鳩町を良く

見てもらうというところも含めてですね、観光客の方にも利用していただけるような形とか。だからまあ、そういう町全体にも影響があるものやなというふうに思いましたんでですね、できればやっぱり委員会にも、つくる、今後まあ予定されているかどうかはわからないんですけども、図面も出していただいてやっぱり協議できるような態勢をとっていただきたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長 小野委員。

小野委員 今のに関連してなんですけどね。私まあ、あの土地を購入して、歩道、国道側の歩道を確保しようという第1目的っていうのがあったんですが、そのときにね、ポケットパークにも残りは使えるしというようなことも話聞かせてもらったと思うんです。

今、同僚委員が質問して、まあできあがったのを見ていて、そういうたら建水の委員会でも、してもどういうものという、ポケットパーク的なものというのは聞いたけど、それをああいう砂場みたいな感じでね、それとベンチが置いてあるとかね。車で通るだけですもんけどね、私はイメージしてたのは、やはり町長、今景観のこともおっしゃいますけどね、やはり観光客におもてなしという感じでは、やはり休憩してもらえ場所。まあ休憩するにはかんかん照りのところへね、休憩してもらうのもやっぱりこれはおもてなしにはならないと思うんですよ。だから、それらのことも配慮されるものだと思ってたんです。それでまあ、できあがってあるものについては、私はいたし方ないのかなという感覚でしたがね、今、同僚委員からね、それをどう改良していくときにまた委員会にもいろいろ話しするんですかということ聞いておられるんだと思うんですがね、あれはあれでもう完成ですわね、あの位置では。だからもう、今後ああいう箇所ができてくるときにはもうちょっとやっぱり議会とも相談してもらいたいし、そしてどういう具合に。

私はね、これは難しい、今、町長が景観とおっしゃったから、ああ、ちょっと無理やったんかなと。私は公衆トイレがね、あそこへ設置され

るものだと思っていたんです。だけどまあ、景観的には難しいしなというところもあるので、地元の水利組合とも協力してもらって、ちょっとがたがたになってはおかしいけど、あの水路にもね、ああいう具合にして安全に通ってもらえるように改良してもらったことは喜んでますねんけども。

そうしたらその残っている土地、あれ、砂か何か入れたるのかな、あれ、通っているんやけど。せやから何のために、観光客にあそこで砂遊びしてくれって言うているのか。何をこうアピールしているのか、私はわからないんです、はっきり言うてね。今そういう、同僚委員からそういう質問がありますのでね、あれはどういう意味でああいうものになったのかね、ちょっと簡単に説明していただいけませんか。

委員長 小城町長。

町長 まあ今、砂場にはしていますけども、春夏秋冬、できれば花を、ポケットパーク的に花を。東小学校へ行くところも町が持っているんです。そこもボランティアというか、町で材料代は補給して、町で花の材料を買ってやっています。そういう形でもして、やっぱりパンジーでもあったらきれいだなというような感じで。

今、小野委員がおっしゃっていただいたように、特にやっぱり斑鳩町の方々、五丁町あるいはあそこ、狭いですから、非常にまあ割と、斧田の金魚やさんのところが信号がないですから、あそこで車がなかなか行かれないんです。そうしたら狭い道に入って、あのちょうど中西の酒屋さんのところを抜けてですね、車来られたらもう人が行けない。そういう環境等を考えたらですね、非常に地元の水利組合等、やっぱり協力をいただいてあれだけのことができたということは、私はやっぱり今度、南さんのところをうまくいってですね、できれば、非常に人の流れとそれから車の流れがうまくいくんではないかなということで、ひとつそういう点では花を植えていきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。 木田委員。

木田委員 斑鳩町のね、まちづくりがね、このままでいいのかなというふうに、私はもう議員さしてもうてからずっとそういうふうに心配しておるんですねけどね。まあ、ミニ開発なんかでどんどんどんどん住宅は建って、それはまあ結構なことやねけどね、まあ人口はまたその代わりふえないというような状況の中でね、観光で生きていこうと、進めていこうという町にしては、ちょっとなんかこう、お客さん、観光客を呼び込むには不足しているのではないのかなと、私自体はそういうふうに考えますねけど、町としてはですね、これで十分と考えておられるのか、もっとこれから積極的にその観光資源を生かして観光客を呼び込もうとしておられるのか。それは当然そういうふうに積極的にやっけていこうと思っておられるねけども、まあ協力を得られなんだら仕方がないというふうに思っておられるのかですね、やっぱりその辺のところを。我々もまあいうたら先進地視察もこのごろほかの、観光面ではなしに行ったりしておるんですねけども、その点についてですね、斑鳩町は今後ともその観光を生かしたまちづくりを進めていこうと思っはるのか、その辺のことをどういうふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長 小城町長。

町 長 私はやっぱり斑鳩町としては、できるだけ皆さん方の協力を得てですね、やっぱり環境問題等で、煙突を廃止したというのはやっぱり大きな問題なんです。そういうことを踏まえた中で全体のまちづくりというのは、やっぱり今、歴史的町並み保存の関係等についてですね、国の認定をもらい、そしてまた今現在、三町あるいはその東、三町の、法隆寺の南大門から東側をなんとか復活していこうということで、いろいろな施策をやっぱり、民間が立ち上がっていただく、やっぱりそういうことも踏まえた中で、やっぱり今の中宮寺交差点の関係も、あれだけのことができたということはやっぱり非常にまあ、1つだけああいう場面がおこ

っても、景観でやっぱり皆さんが、来られた方は、いやあ、斑鳩町変わったなど。なんせやっぱりそのJR法隆寺駅でもそうなんです。橋上駅になった段階で、非常にバスの流れ等、あるいはまたそういう車の配置等、非常にやっぱり皆さん喜んでいただいています。ただまあそれは、踏切の問題とかいろいろな問題はまだ残っておりますけども、やっぱりそれを将来的に考えますと、斑鳩町の28,300の人口をですね、できるだけ維持していく努力をですね、それはやっぱり皆さん方が福祉を後退しない、やっぱりこのまちづくりを興す子どもさんがやっぱり生まれてきてもらわんといかんのですから、そこへ住んでもらうということで、できるだけやっぱりそういう施策を施してきた。その中でやっぱり一番大きな問題は保育所の問題でも、やっぱりこういう形でですね、議会の同意を得ながらですね、あわ保育園でもあれだけの拡張をしたけども、これ以上はやっぱり限界があるということで、そういうことを踏まえる中でそういう施策を講じていかなかったら、観光だけというのは、これは法隆寺さん、あるいは中宮寺さん、あるいは法起寺、法輪寺、あるいは竜田川、そういうものがどうなるべきかということは、もうそれは皆さん方のエージェントが、あるいはまたそういうことで、受け入れのする斑鳩町がどう果たしていくのか、そういう役割を十分こなしていくことが一番大事だと思います。それはやっぱり斑鳩町の町民の方々がおもてなし、そういう気持ち、そして来ていただいた方が、もう1度やっぱり斑鳩へ訪れる、そういう環境づくりをこれからしていくことが我々にとっては一番大きなことでございますし、またその中で皆さん方のご意見が十分反映できるように我々としてはこれからも進めていきたいし、やっぱり斑鳩という町の良さ、あるいはそういうまたいろいろな点をですね、いろいろな指摘をいただいて頑張っていきたいと思っておりますし、またその点については皆さん方のご協力を一層よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長

ほかに。 小野委員。

小野委員 以前からの懸案ですが、龍田地域交流館建設用地、候補地と言うた
らよろしいですかね、そこでの町営住宅にお住まいの方との交渉状況、そ
の後どのように交渉されているのか、お聞かせ願えますか。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 高塚団地に1軒、まだお住まいの方がおられます。その方についまし
て、2月に、町営住宅から移転いただくために依頼を行っております。
そのあと4月30日にその協議を、状況を確認させていただいております。
そしてまた5月15日にも入居者の方と交渉を行っておりますねん
けども、まだ、退去、他の住宅へ移転するところまでは至ってお
りません。今後も交渉を続けてまいりたいと考えております。

委員長 小野委員。

小野委員 佃田課長になってからも今2回会ってもらっているという解釈でよろ
しいんですかね。

建設課長 私になりましてから、4月30日と5月15日、2回、入居者の方と
お会いさせていただいて、他の町営住宅へ移転していただくように依頼を
しているところでございます。

小野委員 それとね、退去していただいた後ですがね、あの土地でね、今後クリ
アせな、いろいろな、まあ例えば周辺道路とかのね、整備とか、そうい
うことがあるのかなと思っているんですが、その点はね、あの状態で前
面道路から、状態で退去していただいたり、その南側ですかね、南側の
もう1軒の方との交渉もあるんですね、何かね。それは建設課担当でな
いと思うんですが、総務のほうになってくると思うんですね。それらを
みんなクリアできた段階で、完全な更地になった段階でね、建築するた
めにいろいろまだクリアせないかんようなこともあるのかなと私は思っ

ておるんですがね、その点はどうなんですかね、整備課の方やったらある程度わかると思うんですが、どうなんですかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 地域交流館につきましてはですね、基本的にはまず、今の北側にござ
部長 います町道を接道として建築をしていけるだろうというところまでは
ですね、当初確認を、土木事務所のほうとも確認をしているというところ
で進んでいこうということになっておりますが、詳細につきましてはです
ね、今後具体的な設計あるいは計画等の中でですね、またいろいろな問
題は出てくるかもわからないのですが、その中でですね、きちっと注意
はしていきたいというふうに考えております。

小野委員 私心配していたのは、前面道路がね、そういうものを建てるのにはね、
ふさわしくないんじゃないかなというちょっと心配もしていたのでね。
地域的にも、別段集会所を持っていくのには問題、公共施設ですしね、
問題ないのかなと。といいますのは、私どもの、錦ヶ丘の集会所を建設
するときに、やはりちょっと、あそこは第1種低層住宅ですかね、だか
ら住宅以外はだめだというようなね、建築事務所からの返事がきて、そ
れで、自治会での決議っていうんですか、集会所持つという、それらの
決議文をつけて確認をとったという、そういうこともちらっと頭にあっ
たので。今、一生懸命退去の話をしていただいている、それをしてもら
った後で、そういう規制っていうかね、それらで建てられないというよ
うなことが起きてきたらと思ったので、ちょっと心配であれですので質
問させてもらいました。

それと、続けてすみません。先ほど同僚委員がまちづくりという話も
ありますねんけどね、私はまちづくりのためにもね、やはり今、龍田北
1丁目、それから龍田西2丁目、3丁目で国がやってくれている法14
条地図作成作業というのがやはり必要になってくるのではないかなと。
そういう意味でも、駅前のほうのね、どういうんですかね、今、道路つ

けてきている中の第一地所っていうんですかね、興留5丁目あたりの、道路等が私道になっている、水路が、私の、私権がまだ残っている、地図上ちゅうか地籍測量図上残っているということは、やはり今後のいろいろなまちづくりについてもやはり影響してくるんじゃないかなと思いますのでね、やはり、今回国のほうでそうして取り組んでいる、続けてね、斑鳩町からも要望出させていただきたいなど、そのように思っています。というのは、もう三郷町でも昨年に美松ヶ丘終わった後、続けて、どの場所かは知りませんが要望を出しているということも聞いておりますのでね、この事業についても続けてまた要望出させていただきたいと思っておりますが、どうなんですか。

委員長 藤川都市建設部長

都市建設 以前からも答弁させていただいておりますように、今現在進めている部長 地域のほかにもご指摘の地域が混在をしているという状況でございますので、その地域もですね、順次またしていくという形で要望もしていきたいというふうに考えております。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 先ほどの高塚団地の入居者の方なんですけど、南側にその方のお家ありますよね。それでその人が近所の人に相談されたんは、高塚団地をなくされたら、あの団地から自分の家に向けて水道管を引いているんやと、それがなくなるのがいややから出られないというようなことを言うてはるて聞いたんですけど、その点どうやろ。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 今入居されている方は、確かに今おっしゃっておられますように、南側に土地と家を持っておられます。その南側の家の水道につきましては、

その住宅から引っ張ってこられるということになりますので、そこら辺も今、交渉の中でどうしていくかということできせていただいているところでございます。

中川委員　そやからほかの団地に移ってくれやなしにね、せっかく家持ってはるねんから、水道さえきっちりその町有地の中を通してあんたとこの水道は確保しますよというような形に持っていったら、すぐその協議にちゅうんか、話に応じてくれはるのちゃうのかなと思うねんけどね、その辺よろしく願いしておきます。

建設課長　その家へ行くまでの道の問題もございますので、そこら辺も調整してまいらなくてはならないことがありますので。

委員長　ちょっとすみません。今、私、ちょっと疑問に思ったんですけど、家持ってはるのに何で町営住宅なんですか。その辺がちょっとわからないんですが。家持っておられるのにね、何で町営住宅入っているんですか。
佃田建設課長。

建設課長　家も持っておられますので、そこら辺も町営住宅に入居できるかどうかいうのもございますので、そこら辺も含めて、最終的にはまた、これが進まないようでしたら弁護士さんとも相談して。

委員長　いやいや、課長、違うやん。私の質問は、何で家を持っているのに町営住宅に入っておられるかっていうのがわからないんですよ。

建設課長　現在、家持っておられますねんけども、前は町営住宅だけでございました。それを、横へ増築されたという経緯がございますので。

委員長　それなら、そこでもう1つまた疑問に思ったんですけど、その今、入る入り口とか言われていましたけど、その家建てられたときは進入路が

あったんですよ。

建設課長 家自体は多分建築確認。

委員長 違法建築なんですか、それ。

建設課長 建築確認はとられておられないということで。

委員長 そうしたら今度、それ移っていただいたら、その家は入れなくなるんですかね、家へ。道路がなくなるというか進入路がなくなるから。

建設課長 道路がなく、今は町営住宅の中を通って行っておられますけども、その道路がなくなってしまうので、その家への進入ができなくなるという事実もございます。

委員長 小野委員。

小野委員 確認とっていない家にね、水道引いていくことはできるんですか。

委員長 谷口上下水道部長

上下水道部長 給水につきましては、やはり水道法によりまして、水道の事業区域内で給水の申込みがあれば拒否することができないという定めがあります。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 すみません、ちょっと混乱をいたしまして。冒頭でですね、佃田課長のほうからご報告させていただきましたようにですね、当該住んでおられる住宅につきましてはの水道はですね、現在、町の町営住宅に水道を引

いておるわけですが、そちらから、そのメーターの後ろから引いて使われていると、こういう状況でございまして、水道としてですね、今の新しい家にですね、引いているという状況ではないというところなんです。

委員長 メーターは別なんですか。

都市建設
部長 新しい家に水道のメーターはございません。

委員長 ないの。それなら、その水道の料金はどこから払っているんですか。
 佃田建設課長。

建設課長 町営住宅のメーターを通過して、その中から分岐をしておられるということで、メーターは町営住宅のメーターで料金とかは出てきます。そういう状況でございまして。町営住宅のメーターを通過してから分岐をされてその家へ持って行っておられるという状況でございまして。

委員長 これ、別に法律に引っ掛からないんですか。早く言ったらメーターを通過してから違うところへ引いているということは、盗んでいるのと違いますの。まあこんな言い方したら悪いかわからへんけど。
 ちょっと、暫時休憩します。

 (午前10時10分 休憩)

 (午前10時19分 再開)

委員長 再開いたします。
 ほか、ございませんか。

 (な し)

委員長

ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告書のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時20分 閉会)